

項目	認可外保育施設	小規模保育事業(B型)	保育所
根拠	認可外保育施設指導監督基準	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 を定める条例	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定 める条例
定員規模	—	6～19人	20人以上
保育に従事 する者の数 及び資格	1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設 (1) 保育に従事する者の数は、主たる開所時間である11時間(施設の開所時間が11時間を下回る場合にあっては、当該時間)については、概ね児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条第2項に定める数以上であること。ただし、2人を下回ってはならないこと。また、11時間を超える時間帯については、現に保育されている児童が1人である場合を除き、常時2人以上配置すること。 (2) 保育に従事する者の概ね3分の1(保育に従事する者が2人の施設及び(1)における1人が配置されている時間帯にあっては、1人)以上は、保育士又は看護師(准看護師含む。以下同じ。)の資格を有する者であること。また、常時、保育に従事する者の全てについては、保育士又は看護師の資格を有する者が配置されていることが望ましい。 (3) 常時、保育に従事する者が、複数、配置されるものであること。1日に保育する乳幼児の数が6人以上19人以下の施設においても、保育に従事する者が複数配置されていることが望ましいが、保育従事者が1人となる時間帯を必要最小限とすることや、他の職員を配置するなど安全面に配慮することにより、(1)を適用しないことができる。なお、この場合であっても、定期的に都道府県等の助言指導を受けることが望ましい。 2 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設 (1) 保育することができる乳幼児の数 イ 児童福祉法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設の場合、保育に従事する者1人に対して乳幼児3人以下とし、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下であること。 ロ 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設の場合、原則として、保育に従事する者1人に対して乳幼児1人であること。 (2) 保育に従事する者は、保育士、看護師又は家庭的保育者が配置されることが望ましい。なお、法第6条の3第11項の業務を目的とする施設にあっては、上記にかかわらず、保育士又は看護師の資格を有する者の配置が望ましい。	1 小規模保育事業所B型には、保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1) 乳児 おおむね3人につき1人 (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人(法第六条の三第十項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	1 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。 2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、保育所一につき2人を下ることはできない。

認可外保育施設指導監督基準等の設備運営基準の比較表

項目	認可外保育施設	小規模保育事業(B型)	保育所
保育室等の 構造設備及 び面積	1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設 (1) 乳幼児の保育を行う部屋(以下「保育室」という。)のほか、調理室及び便所があること。 (2) 保育室の面積は、概ね乳幼児1人当たり1.65㎡以上であること。 (3) 乳児(概ね満1歳未満の児童をいう。)の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所と区画されており、かつ安全性が確保されていること。 2 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設 (1) 法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第22条を参酌しつつ、乳幼児が適切に保育を行うことができる広さを確保すること。 (2) 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えること。 3 共通事項 (1) 保育室は、採光及び換気が確保されていること。また、安全が確保されていること。 (2) 便所には手洗設備が設けられているとともに、保育室及び調理室(調理設備を含む。以下同じ。)と区画されており、かつ子どもが安全に使用できるものであること。便所の数はおおむね幼児20人につき1以上であること。	小規模保育事業所B型の設備の基準は、次のとおりとする。 1 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所B型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。 2 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3㎡以上であること。 3 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。 4 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所B型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第33条第4号及び第5号において同じ。)、調理設備及び便所を設けること。 5 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98㎡以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3㎡以上であること。 6 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。(以下略) 【大阪市条例】 小規模保育事業所A型及び小規模保育事業所B型には、幼児の専用の手洗設備及び便器を設けなければならない。 2 前項に定めるもののほか、小規模保育事業所A型及び小規模保育事業所B型には、次の各号に掲げる場合に並び、それぞれ当該各号に定める器具又は設備を設けなければならない。 (1) 乳児を利用させる場合 調乳のために必要な器具又は設備 (2) 乳児又は満3歳未満の幼児を利用させる場合(次号に掲げる場合を除く。) 沐浴用設備(浴槽、給湯設備及び排水設備が一体となった乳幼児の沐浴のための専用の設備をいう。以下同じ。) (3) 満2歳以上満3歳未満の幼児のみを利用させる場合 シャワー設備(シャワーを用いて行う幼児の衛生的かつ安全な沐もく浴のための専用の設備(沐浴用設備を除く。))をいう。以下同じ。)	保育所の設備の基準は、次のとおりとする。 1 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。 2 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65㎡以上であること。 3 ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3㎡以上であること。 4 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。 5 満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。)、調理室及び便所を設けること。 6 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98㎡以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3㎡以上であること。 7 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。(以下略) 【大阪市条例】 1 保育所には、乳児を入所させる場合にあっては 調乳のために必要な器具又は設備を備えなければならない。 2 保育所の乳児室又はほふく室の面積に係る基準は、乳児1人につき5.0平方メートル以上、設備運営基準第32条第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上とする。 附則 保護者からの保育の実施の申込みがあり、基準に従うことにより当該申込みに係る児童の保育を当該申込みに係る保育所において行うことができない場合において、当該保育所における児童の受入れの体制その他の事情を考慮して市規則で定めるところにより市長が適当と認めるときは、当該保育所の乳児室若しくはほふく室又は保育室の面積に係る基準は、市規則で定める日までの間に限り、これらの規定にかかわらず、乳児室又はほふく室にあっては乳児又は設備運営基準第32条第1号の幼児1人につき、保育室にあっては同条第5号の幼児1人につき、それぞれ1.65平方メートル以上とする。

認可外保育施設指導監督基準等の設備運営基準の比較表

項目	認可外保育施設	小規模保育事業(B型)	保育所
非常災害に対する措置	(1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。 (2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。	1 家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。	1 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。
給食	(1) 衛生管理の状況 ア 調理室、調理、配膳、食器等の衛生管理を適切に行うこと。 (2) 食事内容等の状況 ア 児童の年齢や発達、健康状態(アレルギー疾患等を含む。)等に配慮した食事内容とすること。 イ 調理は、あらかじめ作成した献立に従って行うこと。	1 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法により行わなければならない。 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。 5 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。	1 児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法により行わなければならない。 2 児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。 5 児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。
健康診断	(略) (3) 児童の健康診断 継続して保育している児童の健康診断を利用開始時及び1年に2回実施すること。 (4) 職員の健康診断 ア 職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施すること。 イ 調理に携わる職員には、概ね月1回検便を実施すること。 (略)	1 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。 3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置を解除又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。 4 家庭的保育事業等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。	1 児童福祉施設の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。 2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。 (略) 3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置を解除又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。 4 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。